



報道関係者各位

担	令和3年8月27日 徳島労働局雇用環境・均等室
当	雇用環境・均等室長 佐藤 かおる 雇用環境改善・均等推進監理官 岡崎 正憲 (電話) 088(652)2718

## 最低賃金引上げを踏まえた企業支援について ～徳島労働局による対応～

最低賃金引上げに関する支援策として、厚生労働省から業務改善助成金の要件の緩和・拡充、雇用調整助成金等の要件緩和が示されていますが、これを踏まえて徳島労働局（局長 伊藤 浩之）においては、28円引き上げられた時間額824円（徳島県最低賃金）が令和3年10月1日に発効予定となっているため、以下の支援策について、改めて特に県内の中小企業等を中心に、広く周知を図っています。

徳島県最低賃金の引上げについては、新型コロナ禍の影響により中小企業等の経営環境が引き続き厳しい状況にあることから、事業場内最低賃金（事業場内で最も低い賃金）の引き上げを円滑に図るため、また、雇用維持のための取組の継続を促す観点から、以下1・2の支援策の拡充及び要件の緩和をするものです。

なお、以下3の支援策については、既存のものを併せて活用するものです。  
(詳細・お問い合わせ先：別添の各リーフレット参照)

- 1 業務改善助成金（要件の緩和・拡充）  
事業場内最低賃金を引き上げ、設備投資等を行った場合に、その費用の一部を支給。  
《要件緩和・拡充内容》  
対象人数の拡大・助成上限額の引上げ、設備投資の範囲の拡充（要件を満たせばPC、スマホ、タブレット、貨物自動車等も対象）、45円コースの新設等
- 2 雇用調整助成金等（要件緩和）  
業況特例等の対象となる中小企業が事業場内最低賃金を一定以上引き上げる場合、令和3年10月から12月までの3か月間の休業について、休業規模要件（1/40以上）を問わず支給。
- 3 エイジフレンドリー補助金（既存）  
働く高齢者を対象として職場環境を改善するための対策に要した費用を補助。

### 《 参 考 》

\*事業再構築補助金（最低賃金枠、大規模賃金引上枠の新設等）【中小企業庁】

本補助金は、コロナ感染症拡大の影響で売上等が減少した事業者が、その事業を再構築する取組に対する補助事業です。今回、最低賃金引上げの影響を受ける事業者などを対象に補助率の引上げや補助上限の拡大を行います。

詳細・お問い合わせ先については、別添リーフレットをご参照ください。